



方法で通行しなければなりません。

**安全ルールを守る**

○二人乗りの禁止

○並走の禁止

○無灯火の禁止

夜間はライトを点灯させなければなりません。

○信号機に従う

また、青信号であつても

交差点を曲がってくる

自動車に巻き込まれる事故

もあります。油断せず、

左右の確認は行いましょう。

○一時停止

一時停止の標識のある所

では、一時停止をして左右

の確認をする。一時不停止

は交通違反です。

よく見るこの

標識は自動車だ

けのものではあ

りません。自転車も従いま

しょう。

○安全運転の義務

ハンドルやブレーキを

確実に操作し、他人に危害

を及ぼさない方法・速度で

運転しなければなりません。



これまでご紹介したもので

以外でも運転の妨げとなる

行為をしながらの走行は

違反となります。

具体的にはイヤホン・ヘッ

ドホンの使用、スマートフォ

ンの使用、携帯ゲーム機の

使用などが挙げられます。

**道路横断のポイント**

止まる・見る・待つ

道路をわたるときは、

「右・左・右」と周りをよ

く見てから横断歩道を渡り

ましょう。

走ってきた車のすぐ前や

後ろを急いでわたらない。

道路に止まっている車の

前や後ろをわたらない。走っ

ている車に見落とされてし

まったり、走ってくる車に

気づかないこともあるので、

左右が広く見えるところで

わたりましょう。

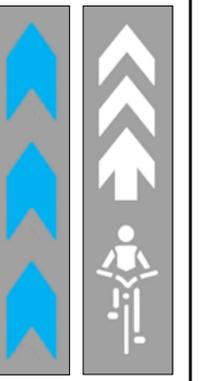
信号があるときは赤信号

や点滅している青信号でわ

たらぬ。青信号が点滅し

ていたら次の青信号まで待っ

てからわたる。



道路でよく目にするこの

マーク、右から「自転車ナ

ビマーク」「自転車ナビラ

イン」「自転車専用道」と

いうものです。

自転車専用道は通行する

さいの通行位置と進行方向

を示します。

矢印の向きに従って

走行しましょう（逆行はで

きません）。

また、自転車ナビマーク

と自転車ナビラインには、

自転車優先など法令上

自転車保護する意味はあ

りません。自転車ナビマー

ク・自転車ナビラインがあ

る場所や交差点でも周囲の

自動車や歩行者の動きに

十分注意して運転しましよ

う。

**安全確認**

駐車車両を避けるさい、

車道から歩道に入るさい、

歩道から車道に入るさいに

は十分に周囲の安全を確認

しましょう。

歩道から車道に入るさいに

は十分に周囲の安全を確認

しましょう。

車道から歩道に入るとき

は、歩行者優先を忘れず、

歩行者の有無や歩行者との

間に安全

な間隔を

空けられ

るかを

確認した

後に入り

ましょう。

歩道から車道へ入るとき

は、後方から来る自動車に

注意します。自動車は速度

も速くすぐに止まることが

できません。自動車の目の

前に出でしまうと追突され

る可能性があります。その

ため、後方から来る自動車

との間に距離が長くあるか

を確認して出るようにしま

しょう。

**ヘルメットの着用**

自転車に

乗るときは

ヘルメット



重心も不安定で、転倒し

たとき頭部に重大なダメー

ジを受けることがあります。

深くかぶり、あご紐を確

実にしめましょう。

**保護者の方へ**

日頃から安全運転につと

めていただきありがとうございます。

暖かくなつてくると、

子供の活動量も多くなつて

きます。子供たちは、

保護者の目の届かないとこ

ろで、どのような行動をと

っているのか、子供の行動や

その範囲を確認してみましょ

う。

また、子供の交通事故の

特徴として、自宅から

半径五百メートル以内で

多発しています。「自転車

の事故」「道路横断中の

事故」「飛び出し」「夕方

の時間帯での事故」「

「男子小学生の事故」が主

なものです。

ぜひこの機会に普段の

行動に危険がないか見直し

てみましょう。